



4健第8466号
令和4年11月14日

各 部 局 長 様
教 育 長 様
各委員会事務局長 様
議 会 事 務 局 長 様
県 警 本 部 長 様

福島県保健福祉部長
〔福島県新型コロナウイルス
感染症対策本部事務局長〕
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・
保健所からの証明書等の取得に対する配慮について（通知）

ことごとについて、令和4年11月4日付け厚生労働省事務連絡にて周知依頼がありましたので、お知らせします。

つきましては、本通知に基づき新型コロナウイルス感染症のみならず、季節性インフルエンザにおいても、療養の開始や復帰する際に、職場等で医療機関や保健所への証明書等の請求及び問合せを行うことがないよう対応のご協力をお願いするとともに、関係機関へ周知いただきますよう併せてお願いいたします。

また、下記の事項は、厚生労働省から、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会及び関係省庁に別途協力依頼がなされていますが、令和4年11月4日付け厚生労働省事務連絡を受け、総務省から各都道府県の総務部局、経済産業省から商工労働部局のも同趣旨の協力依頼がなされていることが示されています。

なお、各市町村には別途通知していることを申し添えます。

記

1 通知内容

(1) 新型コロナウイルス感染症について

- (ア) 従業員又は児童等（以下「従業員等」という。）が自宅等での療養を開始する際、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等により確認を行うこと。
- (イ) 従業員等が療養期間及び濃厚接触者の待機期間を経過した後に、職場又は学校に復帰する場合には、検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと。
- (ウ) 従業員等以外の者（顧客や来訪者などを想定）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合にも、医療機関や保健所から発行された療養証明書（紙）の提出を求めないこと。

(2) 季節性インフルエンザについて

- (ア) 従業員等が自宅で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないこと。
- (イ) 従業員等が当該従業員等が職場や学校等に復帰す場合には、医療機関が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと。